

今冬の豪雪による被災農業者への支援対策について

平成26年3月3日
農 林 水 産 省

※赤字(下線)は今回追加したもの

融資・農業共済での対応に加え、次の対策を実施する。

1 災害関連資金の無利子化

農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化

- 新規融資に際しては、償還期限・据置期間を極力長く設定するよう、関係金融機関に要請
- 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請
- 融資のほか、アグリビジネス投資育成株式会社による出資機能を活用し、被災農業法人への支援を実施。出資条件等については極力柔軟に対応するよう要請

2 農業用ハウス等の再建・修繕への助成

農業用ハウス・棚等の再建・修繕に要する経費及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費を助成

(被災農業者向け経営体育成支援事業)

※別紙参照

- 今回の大雪により地域の基幹産業である農業が壊滅的な被害を受けていることに鑑み、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期するため、以下のとおり、地方公共団体の復旧支援を後押しするための、今回の豪雪に限った特例的な措置を講ずる
 - ・ 再建・修繕に係る補助率を3/10から1/2に引き上げる
残りの部分に対する地方公共団体の補助に関し、その7割について特別交付税措置を講ずる
これらにより、農業者の負担を最小化できる仕組みを構築する(地方公共団体の補助が4/10となった場合には、農業者の負担は1/10となる)
 - ・ 撤去については、農業者負担のないよう定額助成(地方負担を含めて10/10相当)とする

地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2相当を補助
地方公共団体には特別交付税措置(地方公共団体の負担分の8割)を講ずる

- 再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことは可能
 - 撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となるが、農業者が速やかに撤去し経営を再建しようとする場合には、本事業の利用が可能
- 3 共同利用施設への助成
雪害を受けた産地に対し、別枠で集出荷貯蔵施設等共同利用施設の整備を優先的に支援
(強い農業づくり交付金)
- 共同利用施設の整備に伴う被災施設の解体等も特例的に対象に追加
- 4 果樹の改植への助成
被害果樹の植え替えとこれに伴う果樹棚の設置に必要な資材導入に要する経費及びこれにより生ずる未収益期間に要する経費を助成
(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業)
- 5 被災農業法人等の雇用の維持のための支援
被災農業法人等が、施設の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成
(農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修))
- 6 生産資材の確保への支援
- 野菜・水稻等の育苗用資材の購入費、種苗を融通するための運搬経費等を助成
(大豆・麦等生産体制緊急整備事業)
 - 農業ハウス用資材などの円滑な供給が行われるよう、農業資材メーカー等に逐次情報提供
- 7 被災した畜産農家の経営安定
被災した酪農・肉用牛・養豚農家に対して、経営安定のための支援を行う
(酪農生産基盤維持緊急支援事業、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)、養豚経営安定対策事業 等)

(別紙)

被災農業者向け経営体育成支援事業による倒壊したハウスなどの撤去については、それぞれの農家ごとに次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

(1) 次のことがわかる書きものや写真等

①施設の被害の状況

②撤去の作業を行った者、日付け、費用の額

(2) 撤去作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書などの書類

(従来からのメニューであるハウスの再建・修繕の扱いと同様です。)